

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

登録者数 **1600** 記念

特別講義

**H29 改正4
宅建業法
「従業者名簿」**



**謝
恩**

渋谷会

いつもご視聴いただきありがとうございます。

登録者数 1600 人を記念し特別講義を開講いたします。

今回は宅建業法の「従業者名簿」についてです。

とりたてて難しい箇所ではありません。

個数問題対策として、他の知識と混同しないように明確に整理しておくことが大切です。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

H29 改正4 宅建業法「従業者名簿」

《ねらい》個数問題を視野に、関連知識と明確に整理する

●宅建業法 48 条 3 項

宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、**従業者名簿**を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

⇒ H28 改正により「住所」は記載事項から削除された

●4 項

宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があったときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。

▼ 個人情報保護の観点から、**従業者名簿**の記載事項から「住所」は削除された。

●従業者名簿の記載事項

- ・氏名
- ・従業者証明書番号
- ・生年月日
- ・主たる職務内容
- ・宅地建物取引士であるか否かの別
- ・当該事務所の従業者となった年月日
- ・当該事務所の従業者でなくなったときは、その年月日

(問 1)H2

宅地建物取引業者は、従業者名簿に、その者が取引士であるか否かの別を記載する必要はないが、主たる職務内容を記載しなければならない。

誤り

(問 2)H4

宅地建物取引業者は、その事務所に従業者名簿を備え、取引の関係者から請求があったときは、その閲覧に供しなければならないが、この名簿には、取引士の事務禁止処分の内容も記載される。

誤り

(問 3)H12

宅地建物取引業者は、その事務所に備える従業者名簿に、従業者が取引士であるか否かの別を記載しなかった場合、業務停止の処分を受けることがあるが、罰金の刑に処せられることはない。

誤り 50 万円以下の罰金

●(証明書の携帯等)宅建業法 48 条 1 項

宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

●2 項

従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(問 4)H18

宅地建物取引業者は、従業者を業務に従事させる際に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければならないが、当該証明書を携帯させなかった場合でも、業務停止処分を受けることはない。

誤り 業務停止処分の対象である。なお、50 万円以下の罰金。

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

★宅建通信講座★

●「平成 29 年版 宅建基本問題演習講座」
——佐伯竜講師——全 34 回 36 時間 27 分 1 秒
<https://shibuyakai.com/takken/dvd20.html>

●「平成 29 年版 宅建基幹講座」【全分野セット】
——佐伯竜講師——全 61 回 55 時間 15 分 34 秒
<https://shibuyakai.com/takken/dvd19.html>